

別紙 要約書 (十月九日提出)

一 便所改築食堂新設至急執行爲事セラレタキ

ニト
ハ 残業、歩増ヲ復旧セラレタキト

三 公場委員制度ヲ設ケラレタキト

四 本組合ニ救済會ヲ設ケタルヲ以テ毎々救済金
一 半額ヲ支給セラレタキト

五 現在ノ日給ヲ在部方法ニ依リ増給セラレタキト
イ、日給一円五十銭以下ノ職工ニ對シ四割増給
但シ一円ヲ限度トス

ロ、日給一円以下ノ職工ニ對シ三割ノ増給
但シ一円以下ノ職工ニ對シ一割ノ増給トス

ハ、日給一円以上ノ職工ニ對シ一割増給外ニ現在
手当金ヲ本給ニ繰入レテ歩増ハ現在ノマ、トス

六 臨時雇ニシテ三月以上ノ勤続者ヲ常備トセラ
レタキト
右各項、同答ヲ大正十年十月十四日午後一時迄ニセラレタキト